導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、令和６年１０月１日時点で、１４１，６３４人である。そのうち、生産年齢人口（１５～６４歳）は８５，６９２人であり、全体の６０．５％を占める。全体に占める生産年齢人口の割合は、平成７年１０月１日時点の７０．２％をピークに、減少している。また、就業者数についても、平成２７年では６７，９３９人であったが、令和２年では６４，５１８人となっており、減少している。

当市の産業別就業者の割合は、第一次産業が３．１％、第二次産業が２４．４％、第三次産業が７２．５％である。第一次産業については、れんこん、花き、果樹、そばなどの多種多様な農林水産物の産地となっている。第二次産業については、市内の４つの工業団地のうち土浦千代田工業団地、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北の３つは完売しており、製造業等に携わる多くの事業者が立地している。第三次産業については、産業別就業者の割合が最も大きい産業となっており、多くの労働者がサービス業等に従事している。このように、当市の経済は、多様な業種によって支えられている。なお、いずれの産業においても、中小企業者が９割以上を占めている。

中小企業者を含む多くの事業者が市内に立地しているものの、就業人口が減少しているなかで、労働生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、当市の産業力が大きく低下するおそれがある。そこで、当市は、事業者による先端設備の導入を促進することで、限られた労働力の効率的な活用を図る。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

当市においては、事業所が広範囲にわたって立地しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
・先端設備等導入計画の認定を受けようとする者は、市税を完納する又はその見込みが確実であること。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。